別表第二建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

放射線の量（粉じん等の発生に伴うもの）	建設機械の稼働	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 建設機械の稼働による放射線に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　気象の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期

放射線の量（水の濁りの発生に伴うもの）	雨水の排水	一　調査すべき情報 放射線の量の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 雨水を排水する公共用水域 四　調査地点 雨水を排水する地点 五　調査期間等 雨水の排水による放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 雨水を排水する公共用水域 三　予測地点 雨水を排水する地点 四　予測対象時期等 工事による放射線に係る環境影響が最大となる時期
放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	造成工事		一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象機構事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

別表第二の備考に次のように加える。

八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十四号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十四条の二及び第三十七条の三第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表仙台塩釜航路の部の次に次のように加える。

京浜港横浜航路	船舶の円滑な航行を妨げる停留その他の行為をしている船舶と航路を航行する長さ五十メートル以上の他の船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）との間に安全な間隔を確保することが困難となるおそれがある場合

第八条の二の表関門港の部関門航路の項第二号中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。